

○羽咋市被災児童生徒就学援助費給付要綱

令和6年2月5日教育委員会告示第2号

羽咋市被災児童生徒就学援助費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震による被災を起因とした経済的理由によって、就学が困難と認められる児童生徒又は就学予定である幼児の保護者に対して必要な就学援助を行うことにより、就学機会の確保に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、羽咋市立小中学校に就学する児童生徒又は就学予定である幼児の保護者で、能登半島地震による被災を起因とし経済的に困窮していると教育長が認めた者（以下「被災者」という。）とする。

(認定)

第3条 次のいずれかに該当する被災者から就学援助の申請があった場合、教育長は、その内容を審査し、就学援助の可否を認定する。

- (1) 被災により、主たる家計維持者が死亡し、家計が急変した者
- (2) 被災により、主たる家計維持者が離職・休職せざるを得なくなり、家計が急変した者
- (3) 被災により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態を含む。）し、家計が急変した者
- (4) 被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を受けている者
- (5) 被災により、生活保護法による要保護者となった者

(就学援助の申請等)

第4条 就学援助の申請、決定、給付等については、羽咋市就学援助費交付要綱（平成18年10月16日教育委員会告示第9号）の例による。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。